

令和8年2月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和8年	2月19日(木)	開会	午前	9時31分
			散会	午前	9時50分
		2月26日(木)	開会	午前	9時28分
			散会	午前	9時32分
		3月2日(月)第1回	開会	午前	9時29分
			休憩	午前	9時32分
		第2回	再開	午後	0時15分
			散会	午後	0時16分
		3月4日(水)	開会	午前	9時30分
			散会	午前	9時37分
		3月9日(月)	開会	午後	1時29分
			散会	午後	1時31分
		3月10日(火)	開会	午前	9時30分
			散会	午前	9時35分
		3月26日(木)	開会	午前	9時31分
			散会	午前	9時38分
		3月27日(金)第1回	開会	午前	9時32分
			休憩	午前	9時34分
		第2回	再開	午前10時	40分
			休憩	午前10時	45分
		第3回	再開	午後	0時59分
			休憩	午後	1時2分
		第4回	再開	午後	2時40分
			休憩	午後	2時42分
		第5回	再開	午後	4時50分
			閉会	午後	4時55分

場所 議会運営委員会室

出席委員 横川雅也委員長

逢澤圭一郎副委員長、権守幸男副委員長

渡辺大委員、美田宗亮委員、宇田川幸夫委員、荒木裕介委員、齊藤邦明委員、

新井一徳委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、町田皇介委員、水村篤弘委員、

戸野部直乃委員、平松大佑委員、伊藤はつみ委員

阿左美健司委員(3月26日に辞任)

金野桃子委員(3月27日第1回から出席)

出席者 白土幸仁議長、飯塚俊彦副議長

欠席委員 3月26日(木)阿左美健司委員

説明者 堀光敦史副知事、都丸久企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年2月19日(木))

委員長

- 1 知事追加提出議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、今定例会に追加提案をお願いしたいと考えている議案について、説明申し上げる。

まず、2月26日、代表質問初日に提案する議案について説明申し上げる。

サイドブックにある「埼玉県議会令和8年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和8年2月定例会付議予定議案件名総括表」である。予算については、一般会計のほか、特別会計11件、企業会計4件の合計16件であり、それぞれ補正をお願いするものである。

議案の詳細については、このあと企画財政部長に説明させるので、よろしくお願いする。

次に、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事議案について、説明申し上げる。サイドブックにある「令和8年2月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。

その内容であるが、教育長及び教育委員会委員の任命、人事委員会委員の選任についてである。埼玉県教育委員会教育長に石川薫氏を新たに任命することについて、埼玉県教育委員会委員に鈴木誠氏を新たに任命することについて、埼玉県人事委員会委員に大澤一司氏を新たに選任することについて、それぞれ御同意をお願いするものである。

なお、日吉教育長については、令和8年3月31日で退任予定である。後任の教育長の任命については、残任期間である令和8年4月1日から令和8年6月18日までの任期に加えて、令和8年6月19日からの3年間の任期の提案もしたいと考えている。その理由だが、6月19日からの任期については、6月定例会で提案した場合、教育長不在の期間が生じる可能性があるためである。経歴等については、お配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会県議会に追加提案させていただく議案の概要である。どうぞ、よろしくお願いする。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しを頂いたので、2月26日、代表質問初日に追加提案を予定している議案の詳細について、説明申し上げる。サイドブックにある「埼玉県議会令和8年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。

2ページにある資料1「埼玉県議会令和8年2月定例会付議予定議案件名表(追加提出)」を御覧いただきたいと存じる。追加提案を予定している議案は、予算16件である。

5ページを御覧願う。資料2「令和7年度2月補正予算(追加)案の概要」により説明する。この補正予算案は、県税や地方交付税などの歳入について、既定予算額と収入見込み額との調整を行うとともに、歳出について、執行見込額を踏まえた精査や、国の『強い経済』を実現する総合経済対策」に基づく補正予算への対応など必要な措置を行うため、編成したものである。

6ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で682億3,560万6千円の増額、特別会

計で124億7,426万7千円の増額、公営企業会計で165億3,482万5千円の減額、合計で641億7,504万8千円の増額となっている。

「2 補正予算の主な財源」についてであるが、「県税」については、個人県民税や法人二税の税収が当初の見込みを上回ったことなどにより、534億6,600万円を増額するものである。

「地方交付税」については、国の補正予算に伴い追加交付があったことなどにより、276億2,528万9千円を増額するものである。

「繰入金」のうち、「財源調整のための基金の取り崩し中止」については、今年度の収支見通しを踏まえ、633億9,977万円の取り崩しを中止するものである。これにより、下の*1にあるとおり、「財源調整のための基金の残高」は、令和7年度末で約2,166億円を見込んでいるところである。

次に、「その他」についてである。下の*2にあるとおり、「地方消費税清算金」については、全国の地方消費税収入が増加したことにより、本県の受取清算金が当初の見込みを上回ったため、276億8,400万円を増額するものである。

「地方譲与税」については、企業業績が堅調に推移していることにより、特別法人事業譲与税が当初の見込みを上回ったため、82億4,500万円を増額するものである。

「県債」については、事業の進捗等に応じて発行額の減額等を行うことから、全体として149億1,800万円を減額するものである。

7ページを御覧願う。「3 補正予算の主な内容（一般会計）」について説明する。

まず、「(1) 主な歳出」についてである。アについては、地方消費税が当初の見込みを上回ったことなどに伴い、県税に係る清算金及び市町村への交付金等を増額するものである。

イについては、県税や地方消費税清算金などの収入増に加え、歳出における執行節減等により捻出した財源を財政調整基金へ積み立てるものである。

ウについては、令和8年度及び9年度の臨時財政対策債の償還財源として普通交付税が前倒しで交付されたため、県債管理基金に積み立てるものである。

エ及びオについては、公共施設等の長寿命化や県債の満期一括償還のため、基金への積立てを行うものである。

「カ その他事業費の主な増額」のうち、(ア)については、保育士や介護人材の修学資金貸付金に係る貸付原資として、国から補助金が措置されたため、県社会福祉協議会へ補助するものである。

(イ)と(ウ)については、公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業及び公立の小・中学校における1人1台端末の更新費用等の財源として、国から補助金が措置されたため、高等学校等教育改革推進基金及び公立学校情報機器整備基金にそれぞれ積み立てるものである。

8ページを御覧願う。キからケについては、それぞれ予算額と執行見込額との差を減額するものなどである。(2)については、今年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定をお願いするものである。

次に、9ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計及び公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、2月定例会に追加提案を予定している議案の詳細である。よろしく願います。

委員長

２ 代表質問についての、代表質問者氏名の確認についてだが、資料１により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

中屋敷委員

質問者の氏名等の確認はさせていただいた。一般質問は会派の人数によって質問できる議員の数に差が生じている。代表質問に関して、会派の大小にかかわらず同じ質問時間が担保されており、検討の余地があると考えている。過去の経緯等分らないところがあるが、検討いただけないか。

委員長

ただ今、中屋敷委員から代表質問に関する質問時間等配分について意見・提言が出された。この件については継続して議運で協議していきたいと考えるがよいか。

< 了 承 >

委員長

３ 一般質問についての（１）一般質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、同じく資料１により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、（２）一般質問順位の決定についてだが、まず、３月２日（月）については、自民、民主フォーラム、公明の順に行うことで、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、３月３日（火）については、自民、県民、自民の順に行うことで、よいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

３月３日については、１番目が栄寛美議員、３番目が宮崎吾一議員でお願いします。

委員長

次に、３月４日（火）については、自民、民主フォーラム、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

3月4日については、1番目が吉良英敏議員、3番目が新井一徳議員でお願いします。

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局から配布するので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

配布したとおりで、よいか。

< 了 承 >

委員長

4 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る2月12日（木）の本委員会において、執行部から急施を要するとの要請があった第65号議案ないし第67号議案の取扱いについて、御協議をお願いします。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

ただ今、配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

委員長

なお、代表質問初日・2月26日（木）に予定されている「知事提出急施議案に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は休日を除く発言の2日前・2月24日（火）の正午までということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

5 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問初日・3月2日（月）、案文については一般質問最終日・3月4日（水）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・3月27日（金）の朝の本委員会までに、御報告をお願いします。

委員長

6 令和8年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、今年度の特別委員会の名称、委員定数及び付託事件について記載した資料2を、改めて配布しておいた。

この件について、各会派で御検討いただいたかと存じるので、御協議願う。何か御意見はあるか。

平松委員

我が会派としては、公社事業対策特別委員会と議会改革特別委員会の二つでよいのではないかというのが主張である。

伊藤委員

共産党議員団としては、公社事業対策特別委員会と危機管理・大規模災害対策特別委員会を残して、あとは特別な事情が発生した場合にそのときに応じて、委員会を設置するのがよいのではという意見である。

中屋敷委員

私たちは、特別委員会については、今年度の内容から変更は必要ないと考えている。社会情勢を鑑みても、昨年度から特に追加や打ち切りをすべき付託事件はなく、幅広く県民の生活の向上等の要望に応えるため、部局の枠を超えて横串を入れて議論していく場が引き続き必要であると考えている。

委員長

それでは、様々な御意見を頂いたが、今年度の内容から変更は必要ないとの意見が多数であったので、変更は行わないということで、よいか。

< 了 承 >

委員長

7 令和8年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、資料3を御覧願う。現在の各会派に配分されているポストは34であり、その内訳は、自民22、民主フォーラム4、公明4、県民3、共産党1となっている。

各会派に配分するポスト数については、令和7年度と令和8年度での変更はなく、合計で34となる。これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、資料3の一番下の令和8年度配分（案）のとおり、自民22、民主フォーラム5、公明4、県民2、共産党1となるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月26日（木）までに各会派間で調整願う。

< 了 承 >

委員長

8 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

9 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することで、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、執行部から発言を求められているので、これを許す。

堀光副知事

それでは、委員長からお許しを頂いたので、議場における県産いちごのPRについて発言させていただく。

県オリジナル品種の「あまりん」と「べにたま」が、これまで全国いちご選手権及びクリスマスいちご選手権で連続して最高金賞を6回受賞し、他の賞も多数獲得するなど、県産いちごの躍進が続いている。そこで、このいちごの旬の時期を捉え、県産いちごの魅力を県内外の皆様にも更に発信したいと考えている。その一環として、本日の本会議における知事提案説明の終盤に、知事はじめ執行部出席者がいちごの法被を着用しPRさせていただきたく存じる。また、県議会の皆様とも一体となってPRを進めていきたいと考えているので、是非白土議長はじめ議員の皆様にも法被を御着用いただけると幸いである。

よろしく願います。

委員長

ただ今の執行部からの申出のとおり対応することでよいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前９時３０分現在、４０番千葉達也議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問初日・２月２６日（木）の朝、午前９時３０分とすることで、よいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、午前１０時でよいか。

< 了 承 >

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年2月26日(木))

委員長

1 知事提出急施議案(第65号議案～第67号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 埼玉県議会会議規則等の改正についてだが、今定例会において、会議規則及び委員会規程の改正を行いたいと考えている。

それぞれの改正案の概要として、資料1及び2を配布しておいたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

まず、資料1を御覧願う。埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則については、標準都道府県議会会議規則が改正されたことを踏まえ、産前産後期間に係る欠席届の対象について、産前6週間を8週間に改める等のため改正するものである。主な内容は、産前産後期間に係る欠席届の対象について、産前8週間とする、議案等提出時の「連署」及び「署名」の規定をそれぞれ「氏名の連記」及び「記名」とする、その他、所要の改正をするものである。なお、埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則の施行は、令和8年4月1日としている。次ページには、参考として現時点の新旧対照表を掲載している。

次に、資料2を御覧願う。埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程については、会議規則と同様、産前産後期間に係る欠席届の対象について、産前6週間を8週間に改めるため改正するものである。なお、埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程の施行は、令和8年4月1日としている。次ページには、参考として現時点の新旧対照表を掲載している。

各会派におかれては、持ち帰り検討していただき、今後の本委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしくお願いする。

委員長

3 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、同広域連合議会議員であった武内政文議員及び梅澤佳一議員が辞職され、欠員が生じたため、2名を補欠選挙されたいとの依頼が同広域連合長から議長宛てにあった。

この件については、今後の本委員会において、選挙の方法及び日程等を御協議いただきたいと存じるので、よろしくお願いする。

委員長

4 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、明日・2月27日（金）の議事日程は、開会日に確認したとおり、公明の代表質問となるので、御承知おき願う。

< 了 承 >

委員長

5 その他に入る前に申し上げる。

本日から代表質問、その後、一般質問に入るが、質問時に電子データを含めパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・3月2日（月）の朝・午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時によいか。

< 了 承 >

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年3月2日(月)第1回)

委員長

1 知事提出急施議案(第65号議案～第67号議案)に係る各常任委員会の審査結果についてだが、配布したとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、各常任委員長の審査経過報告までの議事日程は、配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

中屋敷委員

委員会付託の関係だが、今後提案が予定されている人事議案のうち、教育長の人事議案について、我が会派の意見を申し上げる。

本県議会では、人事・表彰議案については、正規の手続を省略し、直ちに表決を採る例ではあるが、教育長の人事議案については、正規の手続を採り、委員会に付託することを提案する。

言うまでもなく、教育は次世代を担う児童生徒の育成を担う重要な行政分野である。また、文部科学省が発出した、平成26年7月17日付け「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」の通知においても、留意事項として、議会同意に際しては、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられるとしている。

本県議会においても、新たな教育長制度となってから3回の教育長の人事議案があったが、いずれも委員会に付託し、所信表明をしている。以上の理由により、本定例会に上程予定の教育長の人事議案については、正規の手続を採り、委員会に付託の上、本会議で議決することを提案する。

各会派におかれては、御同意いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしくお願いする。

委員長

3 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委

員長の報告終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、１２時１５分を目途に再開できればと考えている。

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時によいか。

< 了 承 >

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年3月2日(月)第2回)

委員長

1 知事提出急施議案(第65号議案～第67号議案)についての(1)各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)採決区分の確認についてだが、配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、3月3日(火)の議事日程は、開会日に確認したとおり、3名の議員の質疑・質問となるので御承知おき願う。

委員長

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・3月4日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年3月4日(水))

委員長

1 議案(第1号議案～第64号議案及び第68号議案～第84号議案)の各委員会付託についてだが、付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 予算特別委員会の附帯決議についてだが、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があった。

この件については、資料1のとおり、福祉保健医療委員会、文教委員会及び地方創生・行財政改革特別委員会において、報告を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議員提出議案についての(1)埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則案、(2)埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程案についてだが、去る2月26日(木)の本委員会において配布した委員長案について、各会派で御検討いただいたかと存じる。

改めて、資料2及び3として配布させていただいたが、この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

御了承いただいた案について、規則、規程の形式にした案文を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この内容でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、最終日・3月27日(金)の本委員会において、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等を確認の上、同日の本会議に上程することでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、会議規則の改正案を提出するに当たっては、同規則第87条により、議員の定数の4分の1以上、すなわち24名以上の議員の賛成がなければならないとされているため、議会運営委員に加えて、7名以上の提案者が必要となる。提案者の調整については、正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

委員長

次に(3)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の件名は、資料4のとおり、意見書31件、決議1件、合計32件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの本委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

4 令和8年度の委員会構成についてだが、令和8年度の各委員会の会派別委員配分について、本日現在の会派別所属議員数を基に配分した場合の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、このとおり決定する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日(火)の午後5時までに御報告いただくよう、お願いする。

< 了 承 >

委員長

5 令和8年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、資料5のとおり調整したので、報告する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月1

7日（火）の午後5時までに御報告いただくよう、願います。

< 了 承 >

委員長

6 人事議案の取扱いについてだが、去る3月2日（月）の本委員会で自民から提案のあった教育長の人事議案について御協議願う。

本県議会では、人事議案は通常、正規の手続を省略し、直ちに表決を採る例ではあるが、教育長の人事議案については、委員会付託等の正規の手続により、審議することを求める意見があったので、この件については、正規の手続により行うことといたしたいと思うが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、教育長の人事議案については、正規の手続により審議することに決定した。

なお、この件について質疑がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、予算特別委員会日・3月24日（火）の正午までということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

7 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

8 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日、午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月26日（木）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年3月9日(月))

委員長

1 会期予定の変更についてだが、昨日・3月8日(日)の補欠選挙において、南第2区から選出された新議員の常任委員及び特別委員の選任等のため、本会議を開く必要がある。

会期予定変更の委員長案を作成したので、配布してよいか。

＜ 了 承 ＞
＜ 事務局職員が委員長案を配布 ＞

委員長

現在、委員会日としている明日・3月10日(火)に本会議を開き、新議員の紹介、委員の選任を行い、本会議散会后、各特別委員会を開会するという案である。

この案のとおり変更することでよいか。

＜ 了 承 ＞

委員長

時間が差し迫った中での変更である。

各会派におかれては、所属議員に対し、確実に御伝達いただくよう、よろしくお願いする。

なお、改革及び無所属は、私から連絡しておく。

委員長

2 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、明日・3月10日(火)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

＜ 了 承 ＞

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年3月10日(火))

委員長

1 西澤理議員の議員辞職許可についてだが、昨日、同議員から議長に議員を辞職したい旨の申出があった。

この件については、本日の議事の冒頭において、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。

委員長

2 会派別所属議員数の確認についてだが、去る3月8日(日)、南第2区の補欠選挙で小見山祐紀議員が選出され、昨日、自由民主党議員団の田村琢実団長から議長宛てに小見山祐紀議員が同県議団に所属した旨の届出があったので、御報告する。

これに伴い、会派別所属議員数は資料1のとおりとなったので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。ついては、資料2のとおり自民の枠を変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の枠の変更を受けて、自民から小見山祐紀議員の議席を7番にしたいとの申出があったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

ただ今御了承いただいたとおり、本日付けをもって議席の変更を行うことで、副議長、よろしいか。

< 副議長 了承 >

委員長

なお、ただ今変更した議席には、本日の本会議から御着席いただくが、登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことで、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

4 常任委員の選任についてだが、さきの補欠選挙において南第2区から選出された、小見山祐紀議員を警察危機管理防災委員に選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 特別委員の選任についてだが、さきの補欠選挙において南第2区から選出された、小見山祐紀議員を公社事業対策特別委員に選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 文教委員会委員長の互選結果報告についてだが、委員長に宮崎吾一委員が互選された。ついては、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

7 令和8年度の委員会構成についてである。去る3月4日(水)の本委員会において、各委員会の会派別委員配分を御了承いただいたが、その後、新議員の選出により、会派別所属議員数の変更があったことに伴い、資料3のとおり、常任及び特別委員会における自民の配分を変更するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

なお、決算特別委員会の会派別委員配分については、3月4日(水)に配布した資料に誤りがあり、正しくは民主フォーラム3、県民1となるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、念のため申し上げるが、配分された委員の氏名については、3月17日(火)の

午後５時までに御報告するよう、願います。

委員長

８ 議事日程の確認についてだが、事務局から議事日程を配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

９ その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前９時３０分現在、７８番白土幸仁議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・３月２６日（木）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時によいか。

< 了 承 >

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年3月26日(木))

委員長

1 議席の枠の変更及び決定についてだが、新議員の選出及び新会派の結成に伴い、議席の枠を変更する必要があるが生じている。ついては、資料1のとおり国粋の会及びネットの枠を設けることでよいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の枠の変更を受けて、古川圭吾議員の議席を2番とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今御了承いただいたとおり、本日付けをもって、議席の決定を行うことで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

なお、登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことで、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議会運営委員会の会派別委員配分の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき改めて配分を計算したところ、資料2のとおりとなった。この配分(案)に基づき、会派別委員配分を変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

3 議会運営委員の辞任及び選任についてだが、本委員会の阿左美健司委員から議長宛てに、同委員の辞任願が提出された。ついては、本日の本会議冒頭で辞任許可について異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、阿左美健司委員の辞任が許可された後、県民から金野桃子議員を選任されたい旨の申出がある。ついては、辞任許可に続いて、直ちに、金野桃子議員の選任について、異

議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

4 常任委員の選任についてだが、さきの補欠選挙において南第2区から選出された、古川圭吾議員を総務県民生活委員に選任することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

5 特別委員の選任についてだが、さきの補欠選挙において南第2区から選出された、古川圭吾議員を経済・雇用対策特別委員に選任することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

6 公社事業対策特別委員会副委員長及び少子・高齢福祉社会対策特別委員会委員長の互選結果についてだが、公社事業対策特別委員会副委員長に美田宗亮委員が、少子・高齢福祉社会対策特別委員会委員長に木下博信委員がそれぞれ互選された。ついては、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

7 令和8年度の委員会構成についてである。去る3月10日（火）の本委員会において、各委員会の会派別委員配分を御了承いただいたが、その後、新議員の選出等により、会派別所属議員数の変更があったことに伴い、資料3のとおり、議運、常任及び特別委員会における自民、県民、国粋の会及びネットの配分を変更するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

8 知事追加提出議案（教育長に係る人事議案）についてだが、去る3月4日（水）の

本委員会で、正規の手続により審議することに決定した教育長に係る人事議案については、各特別委員長の報告終了後に取り扱うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、（１）提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（２）質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）委員会付託の確認についてだが、文教委員会に付託することでよいか。

< 了 承 >

委員長

９ 各常任委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、各委員長の報告に対する質疑及び討論の通告書については、本日の本会議散会后、できるだけ速やかに提出されるよう御協力願う。

< 了 承 >

委員長

10 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、資料４の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、資料４の案のとおり決定した。

委員長

11 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、去る２月２６日（木）の本委員会で報告したとおり、２名の欠員が生じているため、選挙を行う。

まず、（１）選挙の方法についてだが、指名推選で行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、会派別配分についてだが、自民２名とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、自民から推薦される方について、本日の本会議散会後に御報告をお願いします。

次に、（２）選挙の日程についてだが、明日、最終日・３月２７日（金）に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

12 地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく説明者の変更についてだが、資料５のアンダーライン部分を御覧願う。

公安委員会委員長から、本定例会に説明者として委任した警察本部総務部長については、３月１９日付けの人事異動に伴い、変更する旨の報告があった。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

13 議事日程の確認についてだが、事務局から議事日程を配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

14 その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前９時３０分現在、欠席届は提出されていない。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、明日、最終日・３月２７日（金）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時でよいか。

< 了 承 >

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年3月27日(金)第1回)

委員長

- 1 知事追加提出議案(人事議案)についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、追加提案をお願いしたいと考えている人事案件について、説明させていただく。

サイドボックスにある「令和8年2月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。その内容だが、監査委員の選任についてである。埼玉県監査委員に松澤正議員、飯塚俊彦議員を新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。

去る2月19日に説明申し上げた、教育長及び教育委員会委員の任命、人事委員会委員の選任と併せ、どうぞよろしくお願いする。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。

委員長

- 2 第85号議案及び第86号議案に対する文教委員会の審査結果についてだが、配布したとおり、文教委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

- 3 議事日程の確認についてだが、文教委員長の審査経過報告までの議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

- 4 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよい。

< 了 承 >

委員長

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、29番城下のり子議員から、第1号議案、第8号議案、第19号議案及び第21号議案に対する反対討論、11番泉津井京子議員から、第1号議案に対する賛成討論、42番深谷顕史議員から、第1号議案に対する賛成討論、31番八子朋弘議員から、第1号議案に対する賛成討論、45番中川浩議員から、第1号議案、第8号議案及び第33号議案に対する賛成討論、12番山崎すなお議員から、第31号議案、第33号議案、第36号議案、第40号議案及び第61号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよい。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよい。

< 了 承 >

委員長

3 議案の採決区分の確認についてだが、配布した採決確認表(その1)のとおりでよい。

< 了 承 >

委員長

4 議員提出議案についての(1)地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正案についてだが、今定例会に上程されている議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例は、先ほど御確認いただいたとおり、この後の本会議で可決される見込みである。これに伴い、工事又は製造の請負契約に係る契約金額の変更について、知事が専決処分することができる変更額の上限を改定するための地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正が必要となる。

については、改正案の概要を作成したので、事務局から配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

お配りした改正案の概要を御覧願う。

「１ 趣旨」であるが、条例改正に伴い、工事又は製造の請負契約に係る契約金額の変更について、知事が専決処分することができる変更額の上限を改定するものである。

「２ 内容」であるが、知事が専決処分することができる変更額の上限を２，５００万円から４，０００万円に改定するものである。

「３ 施行期日」であるが、条例改正の施行期日と同日とする。

この件については、議運委員の連名による議員提出議案として提案することideいかがか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無、質疑及び委員会審査省略等については、今後の議運において確認することideよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（２）意見書・決議案についてだが、去る３月２日（月）（一般質問初日）までに、各会派から提出された意見書・決議案の件名３２件について取りまとめ、調整したところ、資料１の一覧表のとおり、共同提案１０件（意見書９件、決議１件）となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

なお、福祉保健医療委員長から、福祉保健医療委員の連名で決議１件、八潮市道路陥没事故調査等特別委員長から、八潮市道路陥没事故調査等特別委員の連名で、意見書２件を提案したい旨の報告があったので、報告申し上げる。

また、その他の３件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書３件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告する。

委員長

５ 議事日程の確認についてだが、特定事件の継続審査決定までの議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

６ その他の（１）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることideよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年3月27日(金)第3回)

委員長

1 知事追加提出議案(人事議案)についての(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、配布した採決確認表(その2)のとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、配布したとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、28番伊藤はつみ議員から、議第17号議案に対する反対討論、3番山田裕子議員から、議第17号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（６）採決区分の確認についてだが、配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議決後の規則、規程等に関し必要な事項については、事務局において所要の手続を願う。

< 了 承 >

委員長

３ 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名の確認についてだが、配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

また、次の本会議休憩中に行われる各委員会の正副委員長の互選は、議会運営、常任、図書室の順で行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

この際、確認の意味で申し上げるが、新たな議会運営委員の任期は、委員会規程第３条第１項及び第２項の規定により、２月定例会閉会日の翌日からとなっている。

したがって、互選は新委員で行うが、次回以降の協議も引き続き、現在の委員で行っていただくので、よろしくお願いします。

委員長

４ 議事日程の確認についてだが、図書室委員の任命までの議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

５ その他の（１）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、

次の本会議休憩中に行われる議会運営、各常任及び図書室委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年3月27日(金)第4回)

委員長

1 議会運営、各常任及び図書室委員会正副委員長の互選結果についてだが、配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。

67番日下部伸三議員及び84番中屋敷慎一議員が、自民から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 特別委員の所属変更についてだが、配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

4 議事日程の確認についてだが、特別委員の所属変更までの議事日程は、配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

5 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる各特別委員会の正副委員長互選終了後とすることでよい。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和8年2月定例会 議会運営委員会における発言
(令和8年3月27日(金)第5回)

委員長

1 八潮市道路陥没事故調査等特別委員の選任についてだが、先ほどの本会議で荒木裕介議員が同委員を辞任したことに伴い、1名の欠員が生じている。そこで、自民から、細田善則議員を選任されたい旨の申出があった。ついては、細田善則議員を選任することについて、次の本会議の冒頭において、異議なし採決で諮ることによいか。

< 了 承 >

委員長

2 各特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 議席の一部変更についてだが、資料のとおり、議席を一部変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、次の本会議では、議席の変更の決定のみとし、新議席への着席は、次の議会からとすることで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの変更は、本会議終了後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

4 執行機関の附属機関等の変更委員氏名の確認についてだが、資料により、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、充て職に係る委員の変更については、後ほど、事務局において処理を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

6 その他の（１）６月定例会の会期予定案についてだが、この件については、６月１５日（月）から７月３日（金）の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の１週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。